

令和3年度 政務活動 実施成果報告書

茨城県議会公明党議員会

【県内調査・霞ヶ浦導水事業(那珂機場、桜機場、玉里立坑、高浜機場)】

1. 活動期間

令和4年3月23日～3月23日 那珂機場、桜機場、玉里立坑、高浜機場

2. 調査目的

霞ヶ浦導水事業は、那珂川、霞ヶ浦、利根川を結ぶ流況調整河川を整備する事業であり、茨城県としても、その事業費を負担している。当該事業の整備状況についての現地調査を目的とする。

3. 主な訪問先

国土交通省 関東地方整備局

霞ヶ浦導水工事事務所

1)那珂機場

2)桜機場

3)玉里立坑

4)高浜機場

4. 主な調査事項

(1)事業の概要

霞ヶ浦導水事業は、利根川と霞ヶ浦を結ぶ利根導水路と、霞ヶ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路を整備し、お互いの水を有効に利活用させることにより、霞ヶ浦他の水質浄化、

用水の確保を図るものである。

1)事業費:

導水事業の全体事業費 2,395 億円のうち、本県は 1,038 億円を負担する。

また、負担額は、下記の2つに区分される。

・治水(水質浄化、水不足軽減) 382 億円

・利水(水道用水、工業用水) 656 億円

2)工期 :昭和 51 年度～令和 12 年度

3)目的 :

①水質浄化

那珂川、利根川からの導水により、霞ヶ浦や桜川などの浄化を図る。

②水不足の軽減(流水の正常な機能の維持)

互いに水を行き来させることで、那珂川と利根川の水不足による被害を減らす。

③新規都市用水の確保

那珂川と霞ヶ浦において新たに水道水、工業用水を供給する。

(2)事業の経緯

- ・昭和51年 実施計画調査に着手
- ・昭和59年 建設事業に着手
- ・昭和60年 利根川導水工事着手
- ・平成8年 利根川導水完成
- ・令和元年 魚類迷入防止対策試験を開始
- ・令和2年 第5回事業計画変更

[事業費(1,900 億円⇒2,395 億円)、工期(H35 年⇒R12年)]

(3)事業の必要性

1)霞ヶ浦の水質浄化

【現状】

○霞ヶ浦の水質は、COD6.5mg/lであり、環境基準 3.0mg/lを上回っている。

※COD(化学的酸素要求量)

○湖沼水質保全計画の COD 5mg/l 前半の目標を達成していない。

【期待効果】

○霞ヶ浦導水により、那珂川と利根川から浄化用水が流入すると、湖水が希釈され、湖水の入替えが促進される。

○現在の霞ヶ浦への年間河川流入水量は、湖水の約 2 杯分であり、導水事業による増加分を加えると、年間約 3 回入れ替わることになる。

○桜川、千波湖については、那珂川から桜川へ最大3m³/s の導水を行うことにより、水質改善と水量回復を図る。

2)利根川・那珂川の濁水

【現状】

○平成6年から平成30年までに、取水制限を伴う濁水が、那珂川で3回、利根川で8回発生している。那珂川の濁水は、4, 5月が多い。

【期待効果】

○導水により、濁水の頻度の低下が期待される。

<那珂川>

・3回の取水制限が 1 回に減少

・取水制限日数が、26日から5日に約8割削減

<利根川>

- ・8回の取水制限が3回に減少
- ・取水制限日数が、約6割減

(4)事業の進捗

1)工事状況

- 水戸立坑～茨城立坑の1工区 令和3年度完成予定
- 水戸立坑～茨城立坑の3～5工区 令和4年度以降
- 土浦トンネル 令和4年度以降

2)那珂樋管魚類迷入防止対策

- 魚類迷入防止対策試験実施中(～令和4年度)

(5)施設概要

1)那珂機場

那珂川の水を桜川・霞ヶ浦へ、また霞ヶ浦から水を那珂樋管を通じて那珂川導水するための、機場の建物、沈砂池の建設と導水用ポンプを有する機場で、水戸市渡里町的那珂川沿いに平成16年度設置が完了した。

- ・計画導水量:15m³/s(最大)
- ・ポンプ型式:立軸渦巻斜流可動翼ポンプ
- ・ポンプ台数:2台(9.5m³/s、5.5m³/s)
- ・沈殿槽:65.8m×70.0m

2)桜機場

那珂川からの導水をポンプで汲みあげ桜川に放流するために、ポンプや放出口を有する機場で、水戸市河和田町の桜川沿いに、平成13年3月に設置が完了した。

- ・計画導水量:3m³/s(最大)
- ・ポンプ型式:立軸渦巻斜流可動翼ポンプ
- ・ポンプ台数:2台(1.5m³/s×2)
- ・沈殿槽:65.8m×70.0m

3)玉里立坑

シールドの到達・発進のための工事用立坑であったが、鉄筋コンクリート円形の立坑として活用している。

- ・大きさ:外形Φ22m 内径Φ18m 躯体長54m
- ・形式:オープンケーソン立坑

4)高浜機場

那珂川導水路の一部で、霞ヶ浦から那珂川へ、那珂川から霞ヶ浦へ導水を放流する。

- ・計画導水量:15m³/s(最大)
- ・ポンプ規模:11m³/s(最大)
- ・沈殿槽:65.8m×70.0m

5. 成果等

令和2年12月に、工期変更、そして負担額が変更となっており、事業の完成に向けては、工期の短縮に努めるとともに、コスト縮減に万全を期すよう、県と37市町村からなる霞ヶ浦導水事業建設促進協議会のほか、関係都県(東京都、千葉県)とも連携・協調して、国に対し強く働きかけを行っていく必要があり、県民生活環境部水政課へ要望した。

(1)那珂機場



那珂機場



導水用ポンプ(主原動機)



導水用ポンプ(主ポンプ)



沈砂池



取水部



取水用メッシュ



仔鮎

(2)桜機場



桜機場



放流水路

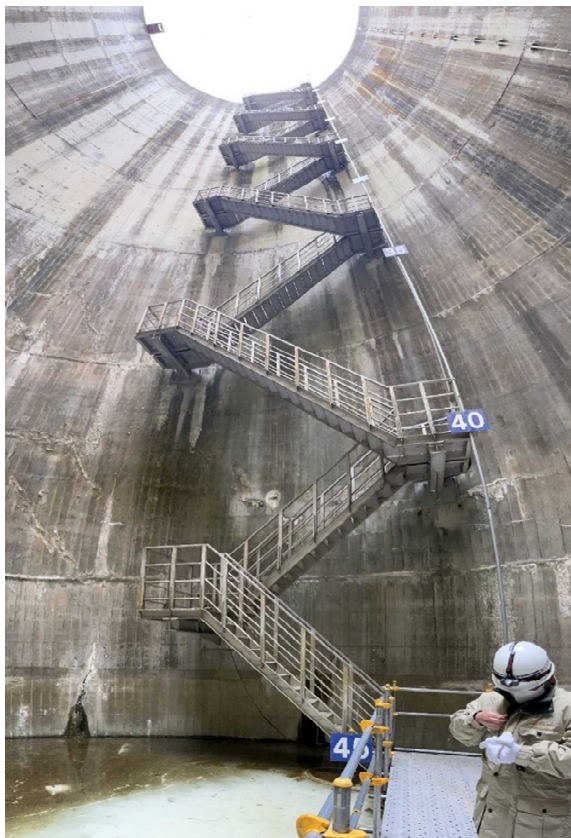
(3)玉里立坑



玉里立坑入口



玉里立坑(上部から)



玉里立坑内観



導水管

(4)高浜機場



どうすいの路(導水管模型)



聴取状況

6. その他

○2021年10月14日 令和3年防災環境産業常任委員会において、霞ヶ浦の水質浄化における霞ヶ浦導水事業の影響について、質疑を実施している。

- ・霞ヶ浦導水の効果の見込み
- ・県水質改善計画への影響

7. 活動参加議員：高崎進県議、田村佳子県議、八島功男県議、村本修司県議（報告者）

【令和4年度茨城県予算編成に関する政策要望】

1. 令和4年度茨城県予算編成に関する政策要望(知事 要望)

(1)要望日:2021年12月9日

(2)要望概要

茨城県議会公明党議員会として県民の皆さまの小さな声を一つひとつ聴きながら取り纏めた政策要望を「令和4年度茨城県予算要望に関する政策要望」として、県庁各部の事業を主とする11を大項目とした、合計332項目の政策要望を実施した。

- I 総務分野 13 項目
- II 政策企画分野 29 項目
- III 県民生活・環境分野 34 項目
- IV 保健・福祉・医療分野 62 項目
- V 営業戦略分野 28 項目
- VI 産業分野 28 項目
- VII 農林水産分野 18 項目
- VIII 土木分野 40 項目
- IX 防災分野 18 項目
- X 教育分野 54 項目
- XI 警察分野 8 項目



2. 新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望(知事・保健福祉部長 要望)

(1)要望日:2021年5月13日

(2)要望事項

- 1.予約が取りづらい状況を踏まえ、市町村に対し、県民からの問い合わせには丁寧に対応するよう徹底するとともに、県のコロナワクチンコールセンターにおける相談体制を強化すること。
- 2.働いている方が接種しやすいよう診療時間外や休日の接種体制を整備すること。
- 3.視覚障害者や聴覚障害者など、情報が届きにくい方々に対する合理的配慮を行うこと。
- 4.小規模な介護施設や在宅介護等の移動が困難な方に対して、接種場所への移動支援や在宅での接種など、県内市町村の好事例について積極的に情報提供を行い、誰もが安心して接種できるよう市町村の支援を行うこと。

5. 様々な理由で接種を希望しない人々に対する差別的や偏見、いじめが起きないように人権意識の向上に努めること。
6. ワクチン接種の予約キャンセル防止に努め、ワクチン廃棄が発生しないよう「仮称・ワクチン接種協力者バンク」などの体制構築を市町村に勧奨すること。
7. 接種者の多様なニーズに応えるために、県として大規模接種会場の設置を検討すること。

3. 感染拡大に対応できる医療提供体制や療養体制の早急な構築を求める緊急要望(知事 要望)

(1) 要望日: 2021年8月25日

(2) 要望事項

1. 中等症以上の重症化した患者および妊婦を含む重症化リスクの高い者を迅速に受け入れることができる医療提供体制を整備すること。
2. 中等症患者が迅速に酸素投与とレムデシビルなどの治療を早期に受け入れが可能な体制を強化すること。
3. 軽症患者が必要な口ナプリーブの治療を外来も含めて受け入れることができる体制を強化すること。
4. 宿泊療養者や自宅療養者向けの酸素吸入器を整備するとともに、パルスオキシメーターの拡充を行なうこと。
5. 保健所に対する支援強化と自宅療養者に対する相談体制や健康観察等の支援を強化すること。
6. 自宅療養者及び同居する者に対する感染予防策とあわせて家庭内・職場内感染対

策及び訪問診療体制を強化すること。

7. 自宅療養者の生活支援に関して、市町村との連携を強化し、感染情報提供体制の整備を行なうこと。

8. 酸素ステーションについては必要に応じて速やかに拡充すること。

4. 学校等における新学期に向けた感染症対策の強化に関する緊急要望(教育長 要望)

(1)要望日:2021年8月25日

(2)要望事項

1. 臨時休業や再開を弾力的に行えるよう緊急事態宣言下の学校運営方針を示すこと。
その際、保護者への負担を最小限に抑えられるよう、十分に配慮すること。
2. 基本的な感染症対策を徹底するとともに、PTA との連携を強化し、外からのウイルスを学校内に持ち込まないよう、理解と協力を徹底すること。
3. 休業明けに自殺者や心の不調を訴える児童生徒が増加する傾向にあることから、心のケアに適切に取り組むこと。相談窓口の周知に努めること。
4. オンライン授業については、小学校低学年の児童がスムーズに行えるかどうか課題も多いため、他の学習方法等も検討し学びの保障を確保すること。分散登校等の柔軟な対応も検討すること。
5. やむを得ず出席できない児童生徒に対し、ICT 等の活用により、学びを保障する取り組みを強化すること。

5. 新型コロナウイルスの流行「第6波」に備えた医療提供体制の整備について緊急要望(知事 要望)

(1)要望日:2021年12月9日

(2)要望事項

1. 茨城県コロナ感染症医療連携システム「I-HOPE」を活用し、迅速で的確な入院調整や退院基準を満たした患者の転院促進、宿泊療養、自宅療養などきめ細やかな医療提供体制の構築をすること。
2. 3回目のワクチン接種にあたり、2 回目接種から8ヶ月を待たない前倒し接種に伴う混乱をさけるべく、県民理解を醸成し、市町村の接種券発行や予約事務、及びVRS 登録事務に遺漏なきことを指導すること。
3. 大規模接種会場を設置して、広域で効率的なワクチン接種体制を構築し、集団接種(市町村、職域)と個別接種(近隣診療所)を合わせたベストミックスなワクチン接種会場を整備すること。
4. 新型コロナウイルス感染後の倦怠感や記憶障害、抜け毛などの後遺症に苦しむ方々への相談窓口や専門外来医療機関の整備に取り組むこと。
5. 3 回目のワクチン接種開始やワクチン接種証明の発行と活用に伴うワクチンハラスメント防止対策への取組みを強化すること。
6. 日々刻々と変わるコロナ感染医療やワクチン接種などの情報のアップデートについては迅速で正確、県内均等の理解共有促進に努めること。

以上